

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

告 示

○民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の一部改正……………	(地域福祉課)	1
○農業振興地域の指定の一部改正……………	(農地調整課)	2
○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課)	3
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	3
○漁港の指定の一部改正……………	(漁港漁村課)	3
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件)……………	(治山課)	4
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	4
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	4
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	5
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	5
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	6
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	6
○都市計画の決定……………	(都市計画課)	7
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	(都市環境課)	7

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	8
------------------------	---

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	8
--------------------------------------	---

告 示

北海道告示第169号

昭和28年北海道告示第1799号(民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域)の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。ただし、別表の2町村の区域の表東藻琴村の項及び女満別町の項を削る改正規定、同表中「雄 武 町 21 雄 武 町 一 円」を「雄 武 町 21 雄 武 町 一 円」に改める改正規定、同表静内町の項及び大 空 町 30 大 空 町 一 円」

び三石町の項を削る改正規定、同表中「え り も 町 18 えりも町 一 円」を「え り も 町 18 えりも町 一 円」に改める改正規定並びに別表付表6を別表付表10とし、同だ か 町 82 付表9のとおり」表の前に1表を加える改正規定(別表付表10の前に1表を加える部分に限る。)は同月31日から、別表の1市の区域の表士別市の項の改正規定は同年4月1日から施行する。
平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

別表の1市の区域の表岩見沢市の項中「196人」を「238人」に、

第10方面同	金子町 本町、 毛陽町
--------	-------------------

、下志文町、志文町、志文
上志文町、朝日町、清水町、
、奈良町

を

第10方面同	金子町、下志文町、志文町、志文 本町、上志文町、朝日町、清水町、 毛陽町、奈良町
第11方面同	北村豊正、北村豊里、北村北都、 北村中央、北村美唄達布、北村幌 達布、北村砂浜、北村赤川、北村 栄町、北村大願、北村中小屋
第12方面同	栗沢町本町、栗沢町南本町、栗沢 町北本町、栗沢町東本町、栗沢町 西本町、栗沢町幸穂町、栗沢町砺 波、栗沢町栗部、栗沢町耕成、栗 沢町北斗、栗沢町自協、栗沢町越 前、栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、 栗沢町必成、栗沢町小西、栗沢町 岐阜、栗沢町栗丘、栗沢町加茂川、 栗沢町最上、栗沢町由良、栗沢町 上幌、栗沢町茂世丑、栗沢町宮村、 栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡 末広町、栗沢町美流渡東栄町、栗 沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡栄 町、栗沢町美流渡吉野町、栗沢町 美流渡南町、栗沢町美流渡西町、 栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流 渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢 町美流渡楓町、栗沢町美流渡東町、 栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、 栗沢町万字幸町、栗沢町万字大平、

栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、
栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、
栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原
町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字
二見町、栗沢町西万字

に改め、同表士別市の項を次のように改める。

士別市	人 64	士別市民生委 員協議会	士別市一円
-----	---------	----------------	-------

別表の1市の区域の表名寄市の項中「79人」を「98人」に、

北地区同	17区、19 栄町区、 智恵文
------	-----------------------

区、20区、21区、寺町区、
大野区、大橋区、南工区、

を

北地区同	17区、19区、20区、21区、寺町区、 栄町区、大野区、大橋区、南工区、 智恵文
風連地区同	風連町

に

改める。

別表の2町村の区域の表北村の項、栗沢町の項、風連町の項、東藻琴村の項及び女満別町
の項を削り、同表中「雄 武 町 21 雄 武 町 一 円」を「雄 武 町 21 雄
大 空 町 30 大
武 町 一 円
空 町 一 円」に改め、同表虻田町の項、洞爺村の項、早来町の項及び追分町の項を削り、

同表中「鶴 川 町 22 鶴 川 町 一 円」「洞 爺 湖 町 38 付表5のとおり
穂 別 町 20 穂 別 町 一 円」を 安 平 町 36 付表6のとおり
む か わ 町 42 付表7のとおり」

に改め、同表日高町の項中「付表5」を「付表8」に改め、同表静内町の項及び三石町の項
を削り、同表中「え り も 町 18 えりも町 一 円」を「え り も 町 18 えりも
新 ひ だ か 町 82 付表9
町 一 円」に改め、同表幕別町の項中「付表6」を「付表10」に改める。

別表付表6を別表付表10とし、同表の前に次の1表を加える。
付表9

民生委員協議会の名称	民生委員協議会を組織すべき区域
三石民生委員協議会	三石
静内民生委員協議会	新ひだか町のうち三石民生委員協議会を組織する区域を除く区域

別表付表5を別表付表8とし、別表付表4の次に次の3表を加える。

付表5

民生委員協議会の名称	民生委員協議会を組織すべき区域
虻田地区民生委員協議会	青葉町、旭町、泉、入江、大磯町、栄町、清水、高砂町、 月浦、洞爺湖温泉、浜町、花和、本町、三豊
洞爺地区民生委員協議会	旭浦、岩屋、大原、香川、川東、財田、洞爺町、富丘、成 香、早月、伏見

付表6

民生委員協議会の名称	民生委員協議会を組織すべき区域
追分地区民生委員協議会	追分本町、追分花園、追分若草、追分柏が丘、追分緑が丘、 追分青葉、追分白樺、追分中央、追分旭、追分向陽、追分 美園、追分春日、追分弥生、追分豊栄
早来地区民生委員協議会	早来大町、早来栄町、早来北町、安平、遠浅、早来瑞穂、 早来緑丘、早来守田、東早来、早来北進、早来新栄、早来 源武、早来富岡

付表7

民生委員協議会の名称	民生委員協議会を組織すべき区域
鶴川地区民生委員協議会	青葉1～2丁目、大原1～2丁目、駒場、末広1～2丁目、 大成1～2丁目、花園1～3丁目、晴海、福住1～4丁目、 文京1～4丁目、松風1～3丁目、美幸1～4丁目、洋光、 若草、旭岡、有明、生田、春日、汐見、田浦、豊城、二宮、 花岡、宮戸、米原
穂別地区民生委員協議会	穂別安住、穂別和泉、穂別稲里、穂別長和、穂別栄、穂別 富内、穂別豊田、穂別仁和、穂別平丘、穂別福山、穂別

北海道告示第170号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正し、平成
18年3月5日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び北海道網走支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 昭和45年北海道告示第703号のうち、北見地域の事項を次のように改める。

北見地域

北見市の区域のうち、都市計画法で定める市街化区域（平成9年北海道告示第460号により変更告示された後の市街化区域）及び用途地域（平成8年留辺蘂町告示第12号により告示された後の用途地域）、国有林野の区域（網走中部森林管理署管轄区域の2284（ほ小班の区域に限る。）及び2285（に小班の区域に限る。）林班の区域を除く。）、字栄浦の一部の区域及び字岐阜の一部の区域、道有林野の区域（網走東部管理区の71林班の一部の区域を除く。）、網走東部地域森林計画の北見市有林野の区域、訓子府町有林野の区域、網走東部地域森林計画の端野町有林野の区域、網走東部地域森林計画の端野町の民有林野の1から3まで、4（1から508までの小班の区域に限る。）、6（1から68まで、70から94まで、95の一部、96から137まで及び139から507までの小班の区域に限る。）、19、20（1から27まで、30、40から168まで及び190から224までの小班の区域に限る。）、21（1から210までの小班の区域に限る。）、23（1から93までの小班の区域に限る。）、26（1から21までの小班の区域に限る。）、27、29（12から50まで、62から70まで、73及び74小班の区域に限る。）、30（36から53まで、56から85まで、93、94、106及び107小班の区域に限る。）、35（1から3まで、10から22まで及び35から52までの小班の区域に限る。）及び36（1から4まで、26から53まで及び122から128までの小班の区域に限る。）林班の区域、網走東部地域森林計画の常呂町有林野の3林班の区域、網走東部地域森林計画の常呂町の民有林野の17（1から63までの小班の区域に限る。）、18（1から4までの小班の区域に限る。）及び25（1から23までの小班の区域に限る。）林班の区域、網走東部地域森林計画の留辺蘂町有林野の区域、網走東部地域森林計画の留辺蘂町の民有林野の9、10、13、15、22から24まで、27から29まで、30（3から5まで、7、8、10及び11小班の区域に限る。）、31（2から10までの小班の区域に限る。）、32から42まで、43（2から9まで、17及び18小班の区域に限る。）、44、57、58、80、82（48号線以西の区域に限る。）、83、86（15から38までの小班の区域に限る。）、97から100まで及び102林班の区域並びにサロマ湖の水面の区域を除いた区域

2 昭和46年北海道告示第2814号のうち、端野地域及び常呂地域の事項を削る。

3 昭和47年北海道告示第3389号のうち、留辺蘂地域の事項を削る。

北海道告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営

土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成18年3月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
美 幌 稲 都	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道網走支庁
北 見 北 同	（農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良、農用地造成、農地保全）	同
平 取 北	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きょ、農用地改良保全）	北海道日高支庁
上 幌 呂	草地整備 [公共牧場中核型]（農道、区画整理）	北海道釧路支庁

北海道告示第172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年3月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
舞 鶴	農村振興総合整備（ほ場整備、農業用排水、農道）	北海道空知支庁
6 区	経営体育成基盤整備（区画整理、農道、暗きょ）	同
旭大第2 同	（区画整理、農業用排水、暗きょ）	同

北海道告示第173号

漁港法の一部を改正する法律（平成12年法律第78号）附則第2条第2項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、第2種常呂漁港の所在地の欄中「常呂郡常呂町」を「北見市」に改め、漁港の区域の欄中「常呂町」を「北見市常呂町」に、「町道常呂港線」を「市道常呂町常呂港線」に改め、平成18年3月5日から施行する。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 静内郡静内町字東静内351の1・373・374（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 三石郡三石町字旭町46地先・47地先・46・96の8（以上2筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 白老郡白老町字竹浦423の5・474・475・487から489まで・508・514から516まで・532から534まで・545・546・562・568・569・574・575・578（以上21筆について次の図に示す部分に限る。）、470から472まで、480、535、544、563、579
- 2 指 定 の 目 的 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第176号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字駒ヶ岳186の1・187の4・225の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、187の1、187の3、187の5
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 釧路市音別町4（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町字弘和481の1・481の2・482の11から482の13まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、482の9
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課並びに釧路市役所及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 二海郡八雲町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
八雲町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 標津郡標津町・野付郡別海町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
函館市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上磯郡木古内町・知内町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

木古内町・知内町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 新篠津金沢線 北海道札幌土木現業所	石狩郡新篠津村4338番1地先から 石狩郡新篠津村2525番14地先まで	平成18. 3. 3
道道 砂川奈井江美唄線 北海道札幌土木現業所	砂川市吉野3条南6丁目319番3地先から 砂川市吉野3条南8丁目324番1地先まで	同
道道 京極倶知安線 北海道小樽土木現業所	虻田郡倶知安町字高砂117番3地先から虻田郡倶知安町字高砂91番16地先（一般国道5号交点）まで	同
道道 岩内洞爺線 北海道小樽土木現業所	虻田郡真狩村字真狩55番2地先から 虻田郡真狩村字光37番4地先まで	同
道道 豊浦京極線 北海道小樽土木現業所	虻田郡真狩村字見晴119番6地先から 虻田郡真狩村字見晴119番1地先まで	同
道道 七飯療養所線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町本町342番4地先から 亀田郡七飯町本町663番1地先まで	同

道道 北見置戸線 北海道網走土木現業所	北見市上ところ610番地先から 常呂郡訓子府町字日出134番地先まで	同
	北見市上ところ262番1地先から 北見市上ところ319番地先まで	同
	常呂郡訓子府町字穂波68番1地先から 常呂郡訓子府町字穂波69番41地先まで	同
道道 幸福インター線 北海道帯広土木現業所	帯広市幸福町東2線163番2地先から 帯広市幸福町東2線163番18地先まで	同 18. 3.12 午後3時

北海道告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区	間 変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
江別奈井江線 北海道札幌土木現業所	江別市篠津54番8地先から 江別市篠津805番3地先まで	前	22.79mから 30.60mまで	230.00m	――
		後	22.79mから 30.60mまで	230.00m	――
岩見沢石狩線 北海道札幌土木現業所	石狩郡当別町字高岡3208番10地先から 石狩市北生振211番1地先まで	前	14.46mから 38.27mまで	1,264.94m	――
		後	14.46mから 38.27mまで	1,264.94m	――
		後	14.46mから 38.27mまで	1,265.00m	――
黒橋京極線 北海道小樽土木現業所	虻田郡京極町字大富526番1地先から 虻田郡京極町字三崎309番6地先まで	前	10.00mから 18.00mまで	720.00m	――
		前	17.50mから 40.50mまで	700.00m	――
		後	17.50mから 40.50mまで	700.00m	――
小黒部鹹川線 北海道函館土木現業所	檜山郡江差町字中綱町106番地先から檜山郡江差町字中綱町21番地先(河川敷地)まで	前	8.50mから 23.00mまで	675.50m	――

小黒部 鯨川線
北海道函館土木現業所

後

前

後

13.50mから
33.50mまで

5.60mから
24.20mまで

12.50mから
27.80mまで

649.93m

1,290.51m

1,278.48m

――

――

――

旭川圏都市計画都市再開発の方針

旭川圏都市計画都市再開発の方針

北海道告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり決定した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

北海道知事 高橋 はるみ

都市計画の種類

旭川圏都市計画都市再開発の方針

北海道告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 札幌圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名

称

起点

終点

主な経過地

幹線街路

3・3・23号北1条・雁来通

札幌市中央区北1条西3丁目

札幌市東区東雁来町

札幌市中央区北1条東14丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 赤平都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名

称

起点

終点

主な経過地

幹線街路

3・3・2号北大通

赤平市錦町1丁目

赤平市幌岡町

赤平市西文京町4丁目

幹線街路

3・4・3号見晴通

赤平市幌岡町

赤平市平岸東町2丁目

赤平市北文京町5丁目

北海道告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成18年3月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 施行者の名称 音更町

2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・4・111号公園通）

幹線街路

3・4・4号東大通

赤平市錦町1丁目

赤平市茂尻元町北1丁目

赤平市字赤平

幹線街路

3・4・6号住吉通

赤平市泉町4丁目

赤平市昭和町6丁目

赤平市桜木町1丁目

幹線街路

3・4・7号豊通

赤平市桜木町4丁目

赤平市字豊里

赤平市東文京町3丁目

幹線街路

3・6・9号右岸通

赤平市東文京町1丁目

赤平市東豊里町

赤平市字豊里

幹線街路

3・4・10号公園通

赤平市美園町4丁目

赤平市美園町3丁目

赤平市美園町4丁目

幹線街路

3・3・11号西大通

赤平市共和町

赤平市共和町

赤平市共和町

幹線街路

3・4・12号こもれば通

赤平市美園町2丁目

赤平市字赤平

赤平市美園町1丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 留辺蘂都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名

称

起点

終点

主な経過地

幹線街路

3・3・1号鉄南通

留辺蘂町字泉

留辺蘂町字旭

留辺蘂町字旭

幹線街路

3・3・2号温根湯大通

留辺蘂町字昭栄

留辺蘂町字松山

留辺蘂町字温根湯

幹線街路

3・3・3号2号線通

留辺蘂町字旭

留辺蘂町字旭

留辺蘂町字旭

幹線街路

3・4・5号中央通

留辺蘂町字元町

留辺蘂町字旭

留辺蘂町字上町

幹線街路

3・4・9号2条通

留辺蘂町字温根湯

留辺蘂町字松山

留辺蘂町字温根湯

幹線街路

3・4・10号温泉通

留辺蘂町字松山

留辺蘂町字昭栄

留辺蘂町字温根湯

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

幹線街路	3・4・4号東大通	赤平市錦町1丁目	赤平市茂尻元町北1丁目	赤平市字赤平
幹線街路	3・4・6号住吉通	赤平市泉町4丁目	赤平市昭和町6丁目	赤平市桜木町1丁目
幹線街路	3・4・7号豊通	赤平市桜木町4丁目	赤平市字豊里	赤平市東文京町3丁目
幹線街路	3・6・9号右岸通	赤平市東文京町1丁目	赤平市東豊里町	赤平市字豊里
幹線街路	3・4・10号公園通	赤平市美園町4丁目	赤平市美園町3丁目	赤平市美園町4丁目
幹線街路	3・3・11号西大通	赤平市共和町	赤平市共和町	赤平市共和町
幹線街路	3・4・12号こもれび通	赤平市美園町2丁目	赤平市字赤平	赤平市美園町1丁目
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)				

3 留辺蘂都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・1号鉄南通	留辺蘂町字泉	留辺蘂町字旭	留辺蘂町字旭
幹線街路	3・3・2号温根湯大通	留辺蘂町字昭栄	留辺蘂町字松山	留辺蘂町字温根湯
幹線街路	3・3・3号2号線通	留辺蘂町字旭	留辺蘂町字旭	留辺蘂町字旭
幹線街路	3・4・5号中央通	留辺蘂町字元町	留辺蘂町字旭	留辺蘂町字上町
幹線街路	3・4・9号2条通	留辺蘂町字温根湯	留辺蘂町字松山	留辺蘂町字温根湯
幹線街路	3・4・10号温泉通	留辺蘂町字松山	留辺蘂町字昭栄	留辺蘂町字温根湯

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 事 業 施 行 期 間	平成13年10月23日から平成20年3月31日まで
4 事 業 地 収 用 の 部 分	変更なし

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。
平成18年3月3日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第36号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成18年3月5日から施行する。

平成18年3月3日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表北見方面北見警察署の項中

「	仁 頃	同 仁頃町 119番地1	を	仁 頃	同 仁頃町 199番地1	に、	」
「	東相内	同 東相内 町183番4	を	東相内	同 東相内 町183番地4	に、	」
「	端 野	常呂郡端野町 字二区476番 4	を	端 野	常呂郡端野町字一区から三区まで、字 川向、字協和、字端野、字忠志、字豊 実、字緋牛内及び字北登	を	」
	置 戸	同 置戸町 字置戸9番10		置 戸	同 置戸町字置戸、字中里、字拓 殖、字北光、字幸岡、字雄勝、字秋 田、字境野、字豊住及び字川南		

「	端 野	同 端野町 二区476番地 4	同 端野町一区から三区まで、端野 町川向、端野町協和、端野町端野、端 野町忠志、端野町豊実、端野町緋牛内 及び端野町北登	に、	」
	常 呂	同 常呂町 字常呂387番 地	同 常呂町字常呂、常呂町字東浜、 常呂町字土佐、常呂町字岐阜、常呂町 字栄浦、常呂町字共立、常呂町字豊 川、常呂町字富丘、常呂町字福山、常 呂町字日吉、常呂町字吉野及び常呂町 字登		
	置 戸	常呂郡置戸町 字置戸9番10	常呂郡置戸町字置戸、字中里、字拓 殖、字北光、字幸岡、字雄勝、字秋 田、字境野、字豊住及び字川南		
「	留 辺 薬		同 留辺薬町 字元町49番	同 留辺薬町字元町、字上町、字東 町、字仲町、字栄町、字宮下町、字 旭、字富岡、字大富、字金華、字豊 金、字泉、字丸山、字瑞穂および字花 園	」
			同 温根湯 字温根湯1番 50	同 字温根湯、字昭栄、字 松山、字平里、字花丘、字川北、字大 和、字滝湯、字富士見、字富士見二股 および字厚和	
を	留 辺 薬		北見市留辺薬町元町、留辺薬町上町、 留辺薬町東町、留辺薬町仲町、留辺薬 町栄町、留辺薬町宮下町、留辺薬町旭 東、留辺薬町旭中央、留辺薬町旭南、 留辺薬町旭公園、留辺薬町旭北、留辺 薬町旭1区、留辺薬町旭西、留辺薬町 旭3区、留辺薬町富岡、留辺薬町大 富、留辺薬町金華、留辺薬町豊金、留 辺薬町泉、留辺薬町丸山、留辺薬町瑞 穂及び留辺薬町花園		
「			同 温根湯 温根湯温泉 1番地50	同 留辺薬町温根湯温泉、留辺薬町 昭栄、留辺薬町松山、留辺薬町平里、 留辺薬町花丘、留辺薬町川北、留辺薬 町大和、留辺薬町滝の湯、留辺薬町富	」

				士見及び留辺蘂町厚和	
--	--	--	--	------------	--

に改め、同表北見方面網走警察署の項中

「

女満別	網走郡女満別町西3条3丁目1番23号	網走郡女満別町	を
常 呂	常呂郡常呂町字常呂387番地	常呂郡常呂町	

」

「

女満別	網走郡女満別町西3条3丁目1番23号	網走郡女満別町	に改める。

」

